

日南町単独災害緊急対策事業実施要領

第1 目的

この事業は、台風や地震、豪雨などの自然災害により、土砂崩壊・浸水等で生活に支障があり、または人命に危険があると想定される場合に、早急な現場復旧を行い、民生の安定を図ることを目的とする。

第2 事業の対象

次のいずれかの基準により町長が定めた災害とする。

- (1) 災害対策本部を設置した災害。
- (2) 公共災害復旧事業（土木災・農林災）の災害認定基準を満たす雨量（時間雨量20mm以上、24時間雨量80mm以上）を観測した地区において当該豪雨により発生した災害。
- (3) 土砂災害警戒情報が発表された地区において、当該豪雨により発生した災害。
- (4) 震度4以上の地震により発生した災害。
- (5) その他町長が必要と認める災害。

第3 事業の内容

この事業は、第1の目的を達成するため、緊急性の高いものであり、町が判定した個人または組織に対して行う。

第4 助成の対象及び補助率等

助成の対象、補助率及び額は、次のとおりとする。

- (1) 生命に危険を及ぼし、緊急に土砂等の除去を要するもの
補助率2/3以内（交付限度額50万円）
- (2) 浸水常習地で、生活に支障のあるもの
補助率2/3以内（交付限度額50万円）
- (3) 居住地の崩壊により、緊急に盛り土等を要するもの
補助率1/2以内（交付限度額100万円）
- (4) 現行の補助制度等では措置されない災害で、放置しておけば生活に支障があり、かつ緊急に整備が必要なもの
（耕地、農業用施設・用地、林道、墓地他）
補助率1/2以内（交付限度額20万円）

第5 助成の対象及び補助率、補助額の詳細

- (1) 宅地については被災時、居住者が実際に生活していたものに限る。
- (2) 補助金の算定は、緊急的に行う流入土砂等の除去、または宅地からの崩壊土の復旧（盛り土）に要する経費について行う。
補助金は、直接工事費（重機等借入）に限り、申請人の負担した経費は除く。

林道の場合、林道台帳にあるものに限る。作業道については、開設5年以内のものを対象とし、5年以上経過した作業道は現に使用しているものに限る。

墓地については、放置しておけば墓地の用をなさなくなるおそれのある緊急を要するもの。

一個人、一組織が受けた被災カ所が複数ある場合は、5ヶ所までを助成の対象とし、補助金額の算定は各被災カ所ごとに行う。

- (3) 算定後の補助金額は、それぞれの補助率で求めたもので決定する。(千円止め)
- (4) 補助金の下限を3万円とする。
- (5) 現地調査は各担当課または災害調査班で行う。
- (6) 補助金の業務担当は防災担当課(総務課)で行う。

第6 事業の実施

町は災害発生後ただちに、本人からの災害報告により現地調査をおこない、補助対象の可否を決定する。

- (1) 町は、補助対象の可否を決定したときは、被災者にその旨を連絡する。
- (2) 申請は補助対象の可否の連絡から3ヶ月以内に提出する。
- (3) 町は、提出された実績報告により現地確認を行い、実績報告書添付の領収書により、補助金算定を行い、補助金の額の確定通知を行う。
- (4) 申請者は、補助金の額の確定通知を受け、町へ補助金の請求を行い、町は補助金の交付を行う。

第7 その他

以上に掲げるもののほか、または詳細について、町長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成10年10月17日の台風10号による発生災害から摘要する。
- 2 平成19年4月から運用を一部変更する。
- 3 平成23年9月から要領を一部変更する。
- 4 平成23年9月から運用を廃止する。